

尾道市総合計画

附属資料

1 尾道市総合計画策定条例

平成 27 年 9 月 28 日

条例第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、本市における総合かつ計画的な行政の運営を図るため、尾道市総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市の将来にわたる健全な発展と市民生活の安定及び生活環境の向上を図るために策定する市政の総合的な計画をいう。
- (2) 基本構想 本市の発展方向及び将来像を示し、これらを達成するために必要な施策の大綱を定めるもので、基本計画の基礎となるものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、基本的施策を明らかにしたもので、計画実施の基礎となるものをいう。

(尾道市総合計画審議会への諮問)

第 3 条 市長は、基本構想及び基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、尾道市総合計画審議会条例(昭和 47 年条例第 34 号)第 1 条に規定する尾道市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 4 条 市長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画の策定)

第 5 条 基本計画は、市長が、基本構想に即して策定し、又は変更するものとする。

(総合計画の公表)

第 6 条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第 7 条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(尾道市総合計画審議会条例の一部改正)

2 尾道市総合計画審議会条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

2 尾道市総合計画審議会条例

昭和 47 年 6 月 27 日

条例第 34 号

注 平成 19 年 3 月から改正経過を注記した。

(名称及び目的)

第 1 条 この審議会は、尾道市総合計画審議会と称し、尾道市の将来にわたる総合計画について審議策定し、市長に答申することを目的とする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 40 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市議会の議員
- (4) 各種団体の役員又は職員
- (5) 市民の代表
- (6) 市の職員

(平 23 条例 26 ・ 一部改正)

(任期)

第 3 条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了するときまでとする。ただし、委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くにいたったときは、その委員の職を失なうものとする。

(平 23 条例 26 ・ 一部改正)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長 1 名及び副会長 2 名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門委員)

第 6 条 審議会に専門の事項を調査するため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから会長の推せんに基づいて、市長が委嘱する。

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、審議会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、企画財務部において処理する。

(平 19 条例 8 ・ 平 20 条例 3 ・ 平 24 条例 7 ・ 一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、市長が審議会にはかって、これを定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和47年11月1日条例第47号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(昭和47年条例第46号)の施行の日(昭和47年11月20日)から施行する。

付 則(昭和47年12月25日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和54年10月20日条例第31号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(昭和54年条例第30号)の施行の日(昭和54年11月1日)から施行する。

付 則(昭和58年3月24日条例第7号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(昭和58年条例第6号)の施行の日(昭和58年4月1日)から施行する。

付 則(平成5年3月24日条例第2号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(平成5年条例第1号)の施行の日(平成5年4月1日)から施行する。

付 則(平成8年3月26日条例第4号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(平成8年条例第3号)の施行の日(平成8年4月1日)から施行する。

付 則(平成11年3月25日条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成13年3月23日条例第8号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(平成13年条例第7号)の施行の日から施行する。

付 則(平成16年3月24日条例第5号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月22日条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成20年3月19日条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成23年6月29日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年3月22日条例第7号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成27年9月28日条例第34号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

3 尾道市総合計画策定に関する規則

昭和 47 年 8 月 28 日

規則第 43 号

注 平成 17 年 3 月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、尾道市総合計画策定条例(平成 27 年条例第 34 号)に基づく総合計画の策定について、必要な事項を定めるものとする。

(平 27 規則 56・一部改正)

(計画策定の原則)

第 2 条 総合計画は、関係機関等と連絡協調を保ちながら、効率よく実施できるよう策定しなければならない。

(平 27 規則 56・旧第 3 条線上)

(実施計画の策定)

第 3 条 市長は、基本計画で定めた基本的施策を実現するための具体的な事業及び施策を明らかにした実施計画を策定することができる。

(平 27 規則 56・追加)

(策定会議)

第 4 条 総合計画の試案策定及び総合計画に関する重要事項を審議するため、尾道市総合計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

2 策定会議は、副市長及び職員のうちから市長が任命する者をもって組織する。

3 策定会議は、副市長が主宰する。

4 副市長に事故あるときは、あらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(平 19 規則 36・平 20 規則 58・一部改正、平 27 規則 56・旧第 5 条線上)

(事務局)

第 5 条 策定会議の事務を処理するため、企画財務部政策企画課に事務局を置く。

2 事務局長は、市長が任命する職員をもって充てる。

(平 19 規則 36・平 20 規則 58・平 24 規則 35・一部改正、平 27 規則 56・旧第 6 条線上)

(部門別計画)

第 6 条 尾道市部設置条例(昭和 31 年条例第 24 号)第 2 条に規定する部、因島総合支所、御調支所、向島支所、瀬戸田支所、教育委員会教育総務部、教育委員会学校教育部、水道局、病院事業局及び消防局長(以下「部局長」という。)は、所管事務に属する事項について部門別計画を作成し、策定会議に提出しなければならない。

2 課(これに相当するものを含む。以下同じ。)の長(以下「課長」という。)は、部属部局長の命を受けて所管事項について現状のは握及びその問題点を摘出して、部門別計画を作成し、所属部局長に提出しなければならない。

(平 17 規則 86・平 17 規則 106・平 18 規則 3・平 19 規則 36・平 20 規則 58・平 22 規則 65・平 24 規則 42・一部改正、平 27 規則 56・旧第 7 条線上)

(計画主任)

第 7 条 各課に部門別計画の企画立案に関する事務を担当させるため、計画主任を置く。

2 計画主任は、課長が所属職員のうちから指名する者をもって充てる。

3 各課長は、計画主任を指名し、又は指名替えしたときは、その職氏名を事務局長に報告しなければならない。

(平 27 規則 56・旧第 8 条線上)

(事務局長の資料の提出要求)

第 8 条 事務局長は、必要があると認めるときは、計画主任に対して総合計画策定に関する資料の提出を求めることができる。

2 前項の要求があったときは、計画主任は直ちに必要資料を作成し、所属課長の承認を得て事務局長に送付しなければならない。

(平 27 規則 56・旧第 9 条線上)

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(平27規則56・旧第10条繰上)

付則

この規則は、公布の日から施行する。

付則(昭和50年10月30日規則第37号)

この規則は、昭和50年11月1日から施行する。

付則(昭和54年11月1日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

付則(昭和58年4月1日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

付則(平成5年4月1日規則第14号)抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

付則(平成8年4月1日規則第16号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の尾道市行政組織規則の規定により、付則別表左欄の部課に所属する職員は、別に辞令が発せられない限り、同表右欄の部課に勤務を命ぜられたものとみなす。

付則別表

左欄		右欄	
市長公室	企画課		企画室
	秘書広報課	総務部	秘書広報課
都市部	都市計画課	都市部	都市デザイン課
開発事業部	再開発課	再開発部	再開発課

付則(平成10年4月1日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

付則(平成11年4月1日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

付則(平成13年3月30日規則第23号)抄

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付則(平成16年3月24日規則第19号)抄

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付則(平成17年3月2日規則第86号)

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

付則(平成17年3月25日規則第106号)

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

付則(平成18年1月10日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付則(平成19年3月30日規則第36号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付則(平成20年3月31日規則第58号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付則(平成22年10月18日規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。

付則(平成24年3月30日規則第35号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付則(平成24年3月30日規則第42号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付則(平成27年9月28日規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。

4 尾道市総合計画審議会分科会設置要綱

(目的)

第1条 尾道市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務の円滑な運営を図るため、次の尾道市総合計画審議会分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

元気あふれるまち部会
人がつながるまち部会
安心して暮らせるまち部会

(職務)

第2条 分科会は、次の各号に掲げる部会ごとに当該各号に掲げる事項を分掌する。

- (1) 元気あふれるまち部会 産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくりに関すること。
- (2) 人がつながるまち部会 魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくりに関すること。
- (3) 安心して暮らせるまち部会 誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまちづくりに関すること。

(組織)

第3条 分科会は、審議会の委員（以下「委員」という。）若干名をもって組織する。

(委員の指名)

第4条 分科会に属する委員（以下「所属委員」という。）は、審議会会長が指名する。

(会長及び会長代理)

第5条 分科会に会長及び会長代理を置く。

- 2 会長及び会長代理は、所属委員の互選とする。
- 3 会長は、会務を掌理し、分科会の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。
- 4 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 分科会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 分科会の会議は、所属委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 3 分科会の議事は、出席所属委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委員等の出席)

第7条 委員は、その所属する分科会以外の分科会の会議に出席することができる。ただし、発言しようとするときは、会長の許可を得なければならない。

- 2 会長は、分科会の会議において必要があると認めるときは、所属委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、企画財務部において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し、必要な事項は、審議会会長が定める。

付 則

この要綱は、平成8年7月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年9月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年7月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年6月21日から施行する。

5 尾道市総合計画審議会委員名簿

(順不同)

区分	所属・役職名	氏名	A	B	C
会長	尾道市立大学学長	中谷 武	○	○	○
副会長	尾道商工会議所副会頭	今岡 寛信	○		
副会長	尾道市議会議長	高本 訓司			○
部会長	因島商工会議所会頭	村上 祐司	○		
部会長	尾道市立大学芸術文化学部教授	光原 百合		○	
部会長	尾道市社会福祉協議会会長	村上 光範			○
部会長代理	尾道市農業協同組合経済事業専任理事常務	比本 学志	○		
部会長代理	尾道市 PTA 連合会顧問	山元 剛介		○	
部会長代理	尾道市保健推進員連絡協議会副会長	日下 恵子			○
	尾道しまなみ商工会会長	青木 透	○		
	尾道青年会議所理事長	麻生 裕雄		○	
	子育てサロン連絡協議会会長	緒方 恵理子			○
	尾道商工会議所女性会会長	金光 洋子	○		
	尾道観光協会会長	川崎 育造	○		
	市民代表	川本 秀司			○
	尾道市歯科医師会会長	小山 重夫			○
	尾道市議会文教委員長	田頭 敬康		○	
	市民代表	田坂 八重子		○	
	市民代表	豊田 博子		○	
	NPO 法人尾道空き家再生プロジェクト代表理事	豊田 雅子		○	
	尾道市文化協会副会長	中田 富美		○	
	尾道市議会総務委員長	二宮 仁	○		
	因島医師会会長	藤井 温			○
	尾道市議会産業建設委員長	前田 孝人	○		
	市民代表	榎田 麻利子			○
	広島県経営戦略部長	松井 浩美			○
	広島大学大学院文学研究科教授	三浦 正幸		○	
	尾道市医師会副会長	三宅 規之			○
	因島歯科医師会会長	宮地 弘展			○
	尾道市議会民生委員長	宮地 寛行			○
	市民代表	向井 せい子	○		
	広島経済同友会尾道支部支部長	柰谷 正樹	○		
	尾道市立大学経済情報学部講師	森本 幾子		○	
	尾道市議会副議長	山根 信行		○	
	(前尾道市議会副議長)	(山戸 重治)			
	尾道市水産振興協議会会長	吉岡 照明	○		
	(前尾道市水産振興協議会会長代理)	(田頭 信親)			
	市民代表	吉原 軍治	○		
	尾道市副市長	澤田 昌文			○
	尾道市副市長	富永 嘉文	○	○	

※平成 29 年 (2017 年) 2 月 18 日現在。氏名 () 内は前任者。

- A 元気あふれるまち部会
- B 人がつながるまち部会
- C 安心して暮らせるまち部会

6 尾道市総合計画の策定について（諮問）

尾企政第524号
平成28年1月23日

尾道市総合計画審議会会長 様

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市総合計画の策定について（諮問）

尾道市総合計画を策定したいので、その基本構想及び基本計画について、尾道市総合計画審議会条例（昭和47年条例第34号）第1条の規定により、貴会の意見を求めます。

7 尾道市総合計画（基本構想）について（答申）

平成28年8月25日

尾道市長 平谷 祐宏 様

尾道市総合計画審議会
会長 中谷 武

尾道市総合計画（基本構想）について（答申）

平成28年1月28日付けで諮問を受けた尾道市総合計画（基本構想）について、慎重に審議した結果を答申いたします。

なお、基本計画については、あらためて答申いたします。

8 尾道市総合計画（基本計画）について（答申）

平成 29 年 2 月 18 日

尾道市長 平谷 祐宏 様

尾道市総合計画審議会
会長 中谷 武

尾道市総合計画（基本計画）について（答申）

平成 28 年 1 月 28 日付けで諮問を受けた尾道市総合計画（基本計画）について、慎重に審議した結果を別添のとおり答申いたします。

この基本計画は、今後の尾道市のまちづくりを進める上で、極めて重要な役割を担うものです。審議にあたっては、3つの分科会を設け、各委員から多くのご意見、ご提言を賜りました。それを基に、尾道市が将来にわたり、持続的に発展していくための計画としています。

貴職におかれましては、速やかに基本計画を策定されるとともに、当審議会の審議過程を十分尊重し、社会・経済情勢の変化や市民ニーズに的確に対応しながら、計画に掲げた施策の実施に着実に取り組まれることを希望します。

9 尾道市総合計画策定の経過

年月日	項目	主な内容
平成 27 年 (2015 年) 11 月 16 日	第 1 回策定会議開催	総合計画策定の背景、策定に係る組織、策定フロー、策定スケジュール
12 月 25 日	第 1 回課長・計画主任合同会議	まちづくりの方向性、概要、策定フロー、人口ビジョン・総合戦略との関係、国や県の動向、策定スケジュール、現総合計画の検証
平成 28 年 (2016 年) 1 月 18 日	第 2 回策定会議開催	策定スケジュールの一部変更、総合計画策定方針 (案)、市民アンケート (案)、現計画の数値目標達成状況
1 月 23 日	第 1 回審議会開催	会長及び副会長の互選、諮問、総合計画の策定方針、策定スケジュール、市民アンケート (満足度調査)
2 月 2 日 ~26 日	市民満足度調査実施	
3 月 4 日 ~11 日	市内企業・関係団体アンケート実施	
4 月 19 日	第 3 回策定会議開催	基本構想の骨子 (案)
5 月 12 日	第 2 回審議会開催	基本構想の骨子 (案)
5 月 19 日	第 2 回課長・計画主任合同会議	基本構想の骨子
5 月 24 日	第 4 回策定会議開催	基本構想 (素案)、基本計画骨子 (案)
6 月 2 日	第 3 回審議会開催	基本構想 (素案)、基本計画骨子 (案)
7 月 20 日 ~25 日	市内企業・関係団体ヒアリング実施	
8 月 18 日	第 5 回策定会議開催	基本構想 (案)、基本計画 (計画フレーム)
8 月 25 日	第 4 回審議会開催	基本構想 (案)、基本構想の答申、基本計画 (計画フレーム)、総合計画審議会分科会
9 月 21 日	第 6 回策定会議開催	基本計画 (素案)
9 月 27 日	第 1 回人がつながるまち部会	会長及び会長代理の互選、基本計画 (素案)
9 月 27 日	第 1 回安心して暮らせるまち部会	会長及び会長代理の互選、基本計画 (素案)
9 月 30 日	第 1 回元気あふれるまち部会	会長及び会長代理の互選、基本計画 (素案)
10 月 31 日	第 2 回安心して暮らせるまち部会	基本計画 (素案)
11 月 1 日	第 2 回人がつながるまち部会	基本計画 (素案)
11 月 1 日	第 2 回元気あふれるまち部会	基本計画 (素案)
11 月 18 日	第 7 回策定会議開催	基本計画 (案)
11 月 24 日	第 5 回審議会開催	基本計画 (案)
12 月 20 日	市議会で基本構想議決・同日決定	
12 月 26 日 ~ 平成 29 年 (2017 年) 1 月 27 日	パブリックコメント実施	基本計画 (案)
2 月 10 日	第 8 回策定会議開催	基本計画 (案)
2 月 18 日	第 6 回審議会開催	基本計画 (案)、基本計画の答申

※随時担当課ヒアリング実施

10 尾道オリジナル事業一覧

No.	施策目標	事業名等	概要
1	1-1-3	尾道ブランド発展支援事業	尾道ブランド農産物認証制度により認証された「尾道ブランド農産物」を生産するJA生産部会等が行う生産量の増加や新規生産者の増加に資する取組を支援します。
2	1-1-3	尾道スローフードまちづくり事業	尾道固有の豊かな自然の恩恵を受けて育んできた食と食文化を守り、次世代への継承と食育、交流人口の拡大に取り組み、自然と調和する住みよいまちづくりを目指します。
3	1-1-3	尾道季節の地魚の店認定事業	尾道の地魚を積極的に提供している飲食店等を「尾道季節の地魚の店」に認定し、イベント開催や情報発信による地魚の地産地消を推進し、地域の活性化を図ります。
4	2-1-1	日本遺産推進事業	「尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市」と「村上海賊の歴史遺産群のストーリー」が、全国で唯一、2年連続日本遺産に認定されました。交流促進等による地域の活性化を図るため、本市の魅力を国内外に発信し、特色を活かした事業を展開します。
5	2-1-1	しまなみDMO形成推進事業	瀬戸内しまなみ海道エリアの行政、民間事業者等が連携して自立的な事業体であるDMOを設立します。本市の特色であるサイクリングを活用するなど、「稼ぐ力」を向上させ、観光産業発展による地域経済活性化、雇用拡大を図り、しまなみファンの創出を移住・定住につなげます。
6	2-1-1	フィルム・コミッション事業	瀬戸内海を望む階段や坂道、路地越しに見える尾道水道、旅情を誘う雁木などの優れたロケーションは、これまでに数々の映像作品の舞台となっています。今後も、培ったノウハウを生かし、制作に関する各種サービスを提供することで、知名度の向上、観光集客力の強化等を図ります。
7	2-1-1	外国人旅行者誘致事業	国のビジット・ジャパン事業や広島県・愛媛県の訪日外国人誘致事業と連携し、海外の旅行事業者・マスコミなどを対象とした招聘事業やPR事業を展開するとともに、無料公衆無線LANの整備や観光案内所での多言語対応など、受入体制を整備します。
8	2-1-1	しまなみ海道サイクリングロード施設整備事業	瀬戸内しまなみ海道にブルーライン、距離標等の路面標示整備やサイクリング位置情報表示板を設置するなど、自転車で周遊するサイクリストに安全・安心で快適なサイクリングの機会を提供します。
9	2-1-1	千光寺公園リニューアル事業	千光寺公園展望台からの尾道水道を中心とした眺望は、市民に愛され親しまれるとともに、国内外からの観光客をひきつける魅力を有しています。この展望台をはじめとした公園内の施設等をリニューアルして、一層のイメージアップを図ります。
10	2-1-2	尾道リノベーションプロジェクト	リノベーションにより、民間団体等が行う、空き家・空き店舗を活用した拠点施設の整備、創業やイベント開催の支援などにより、市街地東側へ回遊性を高め、観光客等の滞在時間の延長を図るなど、市街地全体の活性化を図ります。
11	2-1-2	まちなみ再生事業	BISHOKU（美食・尾食）×観光をキーワードとして、イベントの開催や空き店舗の活用を支援することにより、まちなかの賑わいを創出し、交流人口の拡大を図ります。
12	2-1-2	国際交流推進事業	海外からの留学生の受入や交流イベントへの支援を行うことにより、市民が外国人と接して理解を深める機会を増やし、国際的な視野を持つ人材の育成を図ります。こうした取組により、観光を基幹産業にすることの前提となる外国人観光客を受け入れる「おもてなしマインド」を醸成します。
13	2-1-2	絵のまち尾道四季展開催事業	尾道の風景・風俗を題材にした他に類を見ない独創的な全国絵画公募展を開催し、市民の文化意識の高揚と心豊かな感性の涵養に資する機会を創出するとともに、本市の個性と魅力を全国に発信します。また、高校生を対象にした全国絵画公募展では、副賞にフランス旅行が贈られ、本市と文化的友好を育むオンフルール市を表敬訪問することにより交流を深めます。
14	2-1-2	高校生絵のまち尾道四季展開催事業	

No.	施策目標	事業名等	概要
15	2-1-2	写真のまち尾道四季展開催事業	自然景観に恵まれ、歴史と文化の香り高い尾道をモチーフにした作品を全国から公募しています。写真文化の振興と交流人口の拡大を図り、写真の題材にもなる多くの魅力的資源を持つ尾道を広くPRします。
16	2-2-1	歴史的風致維持向上事業（通りの美装化等）	歴史的風致維持向上計画に基づき、通りの美装化に取り組むなど、日本遺産のストーリーを構成している魅力的なまちなみと景観を未来へ伝えます。
17	3-1-1	尾道市囲碁のまちづくり推進協議会運営支援事業	『囲碁のまち尾道』の全国発信と、囲碁人口の増加による囲碁文化の向上を図るため、囲碁の各種大会の実施と普及活動に取り組む尾道市囲碁のまちづくり推進協議会の運営を支援し、「囲碁」によるまちづくりを推進します。
18	3-1-1	国宝・重要文化財保存事業	日本遺産のストーリーを構成し、市民の誇りである国宝や重要文化財を未来に残すため、適切に保護、保存するとともに、特別公開や講演会を実施するなど、有効に活用することにより、市民の文化財保護意識の一層の高揚を図ります。
19	3-2-1	尾道教育みらいプラン2	本市の子どもたちの教育を就学前も含めた「尾道15年教育」として進める中、小・中学校教育については、「夢と志を抱きグローバル社会を生き抜く子どもの育成」を目標とする「尾道教育みらいプラン2」に基づいて、特色ある各種事業を展開します。 尾道の豊かな伝統・文化などを生かした効果的で質の高い教育活動を実施することで、郷土を愛する心とグローバル社会に対応できる資質を持ち、社会に貢献できる「尾道の子どもたち」を育成します。
20	3-3-3	尾道健幸スタイル事業	本市は、30から50歳代の運動習慣のない人の割合が他の年齢層より高い状況です。若い世代が健康の保持増進に関心を持ち、日常的に運動を心掛けるよう、親子での運動・スポーツを促す事業の実施、健康づくりの取組を評価するコンテストなどに取り組めます。
21	3-3-3	幸齢ウォーキング推進事業（プラス10分てくてく運動）	本市は、高齢化率が高く、健康寿命も県平均を下回っています。生活習慣病や認知症等を予防するため、プラス10分のウォーキングを習慣化し、歩いた日数に応じて、抽選で景品を贈呈します。
22	4-2-1	「いのち・愛・おのみち」人権啓発推進事業	市民が命や人権の大切さを学び、人権尊重の意識が高いまちとなるよう、市民参加型の人権展の開催や各地域で著名な講師による講演会を開催し、市民が参加しやすい啓発事業を推進します。
23	5-3-1	救急自転車活用事業	サイクリストの聖地として、多くの人に親しまれている瀬戸内しまなみ海道のサイクリングコースを、より安全・安心に楽しんでもらえるよう、救急自動車の進入が困難な現場で発生した救急事案に迅速に対応するため、自転車に乗り換えた救急救命士を先行して到着させることで、救命率の向上を図ります。
24	5-4-1	分別戦隊エコレンジャー事業	本市のごみの分別収集は、細分化された23分別を行っており、市民に対してよりわかりやすい啓発を行う必要があります。市民の分別知識を高め、環境意識の高揚を図るため、幼稚園・保育所・小学校等で「エコレンジャー」を活用した寸劇形式などの環境リサイクル教室を開催し、啓発活動に取り組めます。
25	5-4-1	環境学習推進事業	本市の地域特性を活かした「しまなみ・やまなみ自然学校」で、子どもたちを対象とした体験型の環境学習を実施します。自然環境を大切にする気持ちを育むとともに、子どもたちの交流を深め、環境を大切にする市民の育成に取り組めます。

No.	施策目標	事業名等	概要
26	6-1-1	尾道子育て応援スタイル（子育て世代包括支援センター“ぽかぽか★”）	少子化や核家族化が進行し、ニーズが多様化してきている中、母子保健コーディネーターと子育て支援コーディネーターを配置したワンストップサービスの拠点を市内全域に整備し、妊娠期から子育て期にわたる様々な悩みに対し専門的な見地による相談支援を常時継続的に行います。また、医師会をはじめ関係機関や地域の子育て拠点等とのフォロー体制を構築し、産前・産後の支援を充実することで不安・負担感を軽減するとともに、地域活動との連携を深めながら、楽しく子育てが行えるよう支援します。
27	6-1-1	尾道市子どもの貧困対策プロジェクト	本市の未来を担う子どもたちが夢と希望を持って成長していくことができるよう、庁内に関係課職員で構成するプロジェクトチームを設置し、子どもの貧困問題に関する調査及び研究等、組織横断的な取組を通じて、尾道の特色を生かした実効性のある総合的な対策を企画・立案します。
28	6-1-1	子どもの居場所づくり事業	貧困の連鎖を防止する観点から、支援が必要な子どもに対して、尾道市立大学や地域のボランティア等とも連携し、基本的な生活習慣の習得支援や学習支援等を行い、子どもの生活向上を図ります。
29	6-2-1	健康都市尾道 2022 宣言	第二次健康おのみち 21 の最終年度である 2022 年に向けて、全市をあげて健康づくりに取り組む機運を高めるための道しるべとして宣言を行い、各種イベントや講演会等を開催するなど、健康寿命の延伸を図ります。
30	6-2-1	おのみち幸齢プロジェクト	歳を重ねることを楽しみ、健康でいきいきと安心して暮らせる尾道を実現するため、健康づくり・介護予防・生きがいづくり・環境づくりをテーマとした特色ある事業に関係各課が連携して取り組みます。（「出たもん勝ち」、「おのみち見守りネットワーク」など）

11 目標の達成度を測る指標一覧

No.	指標名	現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 33 年度）	ページ
1	製造品出荷額等	5,787 億円 / 暦年 （平成 26 年）		31
2	年間商品販売額	卸売業 2,015 億円 / 暦年 小売業 1,148 億円 / 暦年 （平成 26 年）		31
3	地域産業が活性化していると感じる市民の割合	20.6%	25.0%	31
4	創業支援制度利用者数	180 人 （平成 27 年度）	200 人	33
5	新規事業の展開が進んでいると感じる市民の割合	37.7%	40.0%	33
6	ブランド認証農産物（累計）	2 件	7 件	35
7	集落法人などの生産基盤面積	574.3ha	600.0ha	35
8	主要魚種の漁獲量	645t （平成 26 年度）		35
9	6 次産業化支援件数（累計）	1 件	3 件	35
10	因島技術センター研修修了者数（累計）	1,655 人	2,065 人	37
11	認定農業者数	119 人	120 人	37
12	集落法人数	8 法人	10 法人	37
13	職場環境が充実していると感じる市民の割合	46.8%	50.0%	39
14	女性再就職支援者数	未計測	20 人	39
15	総観光客数	6,746 千人 / 暦年 （平成 27 年）	7,230 千人 / 暦年 （平成 32 年）	42
16	観光消費額	264 億円 / 暦年 （平成 27 年）		42
17	外国人観光客数	214,045 人 / 暦年 （平成 27 年）	290,000 人 / 暦年 （平成 32 年）	42
18	ホームページのページビュー数	400 万 PV / 暦年 （平成 27 年）	440 万 PV / 暦年 （平成 32 年）	42
19	まちなかが賑わっていると感じる市民の割合	34.0%	40.0%	46
20	国際交流が推進されていると感じる市民の割合	未計測	50.0%	46
21	他の自治体との広域的な交流が進んでいると感じる市民の割合	未計測	50.0%	46
22	尾道の景観は観光の面からも大切な財産であり、観光都市尾道として守るべきものと感じる市民の割合	未計測	65.0%	49
23	歴史的風致の事業（通りの美装化、石畳化）により、尾道らしい景観や風景が良好に保たれていると感じる市民の割合	未計測	25.0%	49
24	転出超過数	396 人 （平成 22 年～平成 26 年平均値）		51

No.	指標名	現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 33 年度）	ページ
25	本因坊秀策囲碁まつり参加者数	559 人	600 人	55
26	登録文化財数	33 件	40 件	55
27	市立美術館入館者数	29,672 人 (平成 27 年度)	32,000 人	55
28	公演入場率（1 公演平均）	60.5% (平成 27 年度)	80.0%	55
29	①広島県「基礎・基本」定着状況調査（小5・中2）通過率の県平均と本市との差 ②全国学力・学習状況調査（小6・中3）正答率の県平均と本市との差	①小学校 +2.2% 中学校 +0.4% ②小学校 -1.0% 中学校 -1.7%	小学校 +5.0% 中学校 +5.0%	58
30	広島県「基礎・基本」定着状況調査児童生徒質問紙（小5・中2）における「外国人と積極的にコミュニケーションを取りたい」と答える児童生徒の割合	小学校 64.1% 中学校 55.5%	小学校 80.0% 中学校 80.0%	58
31	広島県「基礎・基本」定着状況調査児童生徒質問紙（小5・中2）における「自分の住んでいる地域が好き」と答える児童生徒の割合	小学校 87.9% 中学校 81.1%	小学校 90.0% 中学校 90.0%	58
32	体力・運動能力調査の全国平均以上の種目数	小学校 男 7/8 女 5/8 中学校 男 2/9 女 2/9	全種目で全国平均以上	58
33	不登校児童・生徒の割合	小学校 0.7% 中学校 3.1% (平成 28 年 3 月末)	小学校 0.4% 以下 中学校 2.5% 以下	58
34	信頼される学校づくりが進んでいると感じる保護者の割合	未計測	80.0%	58
35	小・中学校の耐震化率	91.8%	100.0%	61
36	小・中学校トイレ洋式化率	24.4%	50.0%	61
37	給食施設ドライシステム化率	30.0%	45.0%	61
38	まちづくりをテーマとした講座受講者数	1,655 人 (平成 27 年度)	1,700 人	62
39	公民館自主サークル活動延べ人数	236,057 人 (平成 27 年度)	240,000 人	62
40	市民公開講座の受講者数	1,401 人 (平成 27 年度)	1,600 人	62
41	家庭教育講座の実施回数	45 回 (平成 27 年度)	55 回	65
42	教育ボランティア登録数	542 人 (平成 27 年度)		65
43	放課後子ども教室延べ参加児童数	33,606 人 (平成 27 年度)		65
44	学校、家庭、地域が協働して子どもたちの教育環境を整えていると感じる市民の割合	53.2%	60.0%	65
45	スポーツ施設延べ利用者数	1,459,033 人 (平成 27 年度)	1,500,000 人	67
46	スポーツ大会講習会等延べ参加者数	7,489 人 (平成 27 年度)	8,000 人	67
47	定期的（週 1 回以上）に運動・スポーツをしている市民の割合（第二次健康おのみち中間評価時のアンケート調査結果）	男性 44.6% 女性 42.3%	男性 50.0% 女性 50.0%	67

No.	指標名	現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 33 年度）	ページ
48	市民のまちづくり活動や行政への市民参加が進んでいると感じる市民の割合	36.1%	40.0%	69
49	市民活動支援事業の活動者数	1,975 人	2,800 人	69
50	尾道ボランティアネットワーク加入団体の会員数	1,628 人	1,800 人	69
51	地域コミュニティが良好に保たれていると感じる市民の割合	35.2%	40.0%	71
52	市民活動支援事業の補助採択を受けた地縁団体数（累計）	2 団体	10 団体	71
53	人権講演会の参加者数	900 人 （平成 27 年度）	1,000 人	73
54	人権が尊重されていると感じている市民の割合	54.1%	60.0%	73
55	審議会等委員の女性の占める割合	23.2%	30.0%	75
56	男女共同参画が進んでいると感じる市民の割合	42.6%	50.0%	75
57	基幹水道施設（配水池）の耐震化率	81.7% （平成 27 年度）	83.0%	79
58	基幹水道施設（管路）の耐震適合化率	38.0% （平成 27 年度）	44.5%	79
59	汚水処理人口普及率	43.7%	60.4%	79
60	身近な道路を安全に通行できると感じる市民の割合	48.0%	50.0%	79
61	公共交通機関を利用しやすいと感じる市民の割合	39.1%	45.0%	81
62	市営住宅のバリアフリー化戸数割合 （募集中の住宅の手摺り設置割合）	36.0%	50.0%	83
63	良好な住環境が整っていると感じる市民の割合	未計測	50.0%	83
64	自主防災組織結成率	55.0%	80.0%	85
65	災害対策が進んでいると感じる市民の割合	21.2%	40.0%	85
66	交通事故発生件数	470 件 / 暦年 （平成 27 年）	340 件 / 暦年 （平成 32 年）	85
67	犯罪発生件数	693 件 / 暦年 （平成 27 年）	➡	85
68	耐震基準を満たす消防庁舎数	6 箇所	7 箇所（すべての庁舎）	87
69	防災センター来館者数	2,205 人 （平成 27 年度）	2,500 人	87
70	消防団員数	1,621 人 （平成 28 年 4 月）	➡	87

No.	指標名	現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 33 年度）	ページ
71	環境学習参加者数	340 人 (平成 27 年度)	600 人	90
72	河川の BOD 値	栗原川（栗原小前） 4.3mg/L 栗原川（日小橋） 2.4mg/L 藤井川（木門田川合流前） 0.7mg/L 藤井川（三成） 1.1mg/L 御調川（府中市境付近） 0.7mg/L (平成 27 年度平均値)	すべての調査地点で 環境基準達成 (現状達成済み)	90
73	海域の COD 値	尾道市周辺海域 1.3mg/L (平成 27 年度平均値)	環境基準達成 (現状達成済み)	90
74	市民一人当たりの家庭から出る可燃ごみの量	438g/人・日 (平成 27 年度)	420g/人・日	90
75	ごみのリサイクル率	16.5% (平成 27 年度)	現状維持	90
76	合計特殊出生率	1.53 (平成 20 年～平成 24 年)	1.62 (平成 30 年～平成 34 年)	95
77	乳幼児健康診査受診率	4 か月児 98.2% 1 歳 6 か月児 96.3% 3 歳児 93.0% (平成 27 年度)	4 か月児 98.7% 1 歳 6 か月児 96.8% 3 歳児 94.1%	95
78	乳幼児健康診査要精密者（健診時）の受診率	4 か月児 95.3% 1 歳 6 か月児 84.8% 3 歳児 83.5% (平成 27 年度)	4 か月児 96.8% 1 歳 6 か月児 90.0% 3 歳児 90.0%	95
79	不妊治療により妊娠に至った人数 (一般不妊治療助成制度を活用した人)	11 人	20 人	95
80	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	92.3% (平成 28 年 4 月)	100.0%	95
81	健康寿命	男 77.54 歳 女 82.07 歳 (平成 22 年)		98
82	特定健康診査受診率	34.7% (平成 27 年度)	60.0%	98
83	シルバーリハビリ体操延べ参加者数	20,104 人 (平成 27 年度)	30,000 人	98
84	ふれあいサロン延べ参加者数	70,662 人 (平成 27 年度)	73,000 人	98
85	高齢者への支援体制が充実していると感じる市民の割合	52.1%	60.0%	102
86	障害者福祉が充実していると感じる市民の割合	53.7%	60.0%	102
87	認知症サポーター養成者数（累計）	14,387 人 (平成 27 年度)	19,000 人	102
88	くらしサポートセンター尾道新規相談件数	172 件 (平成 27 年度)	365 件	105
89	医療体制が充実していると感じる市民の割合	51.6%	55.0%	107

12 尾道市市民満足度調査(平成28年実施)の44項目

生活・交通・ 生活基盤	1	身近な道路を安全に通行できる
	2	身近なところで緑や水辺に親しめる
	3	生活の基盤が整い、日常的な暮らしが快適にできる
	4	公共交通機関(鉄道、バス、航路)が利用しやすい
	5	安全で使いやすい高速道路や港が整備されている
	6	国道や県道が整備されて、走行しやすい
交流	7	市民や観光客等が集まる施設に魅力があり、利用しやすい
	8	市内各地の個性を活かした交流が活発に行われている
	9	観光客をもてなす心が市民に育っている
	10	尾道地域のまちなかが賑わっている
	11	御調地域のまちなかが賑わっている
	12	向島のまちなかが賑わっている
	13	因島のまちなかが賑わっている
	14	生口島のまちなかが賑わっている
地域の文化・ 景観	15	市民活動を通じて豊かな芸術・文化が継承・創造されている
	16	芸術・文化にふれ親しむことができる
	17	地域の景観が良好に保全・形成されている
	18	瀬戸内や里山の自然が大切にされている
	19	環境にやさしい暮らし方が定着している
産業	20	雇用の場が確保・創出されている
	21	地域の産業が活性化している
	22	新しい事業の展開が進んでいる
	23	自分が働いている職場の環境がよい
	24	農林漁業が活性化し、次の担い手が育っている
教育・ 学習	25	子どもたちに確かな学力と豊かな人間性が身についている
	26	学校、家庭、地域が協働して子どもたちの教育環境を整えている
	27	利用しやすい生涯学習施設が整備されている
	28	利用しやすいスポーツ・レクリエーション施設が整備されている
	29	一人ひとりの人権が尊重されている
	30	男女共同参画が進んでいる
医療・福祉・ 子育て	31	子どもを安心して産み、育てることができる
	32	食生活や運動など健康づくりに対する支援が充実している
	33	医療体制やサービスが充実している
	34	高齢者が地域社会でいきいきと暮らしている
	35	ニーズに応じた介護サービスが提供されている
	36	障害者の社会参加や福祉サービスが推進されている
市民協働	37	市民や事業者と市との協働が進んでいる
	38	行政情報の広報、情報公開が進んでいる
	39	市民活動団体やNPOが育っている
	40	まちづくり活動や行政への市民参加が進んでいる
	41	地域コミュニティが良好に保たれている
安心・ 安全	42	市民・地域と市が協力して、市民の暮らしや地域の安全を守っている
	43	安心して消費生活を送れている
	44	地域の災害対策が進んでいる

13 分野別計画一覧

No.	政策 目標	政策 分野	施策 目標	計画名	計画概要	計画期間	担当課
第1章 産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり							
1	1 活力ある産業が育つまち	1 産業	1 地域経済を支える産業に活気がある	尾道市造船産業 振興ビジョン	本市の基幹産業である造船業及び船用工業の競争力を将来にわたり確保し、本市の経済発展を継続的に支える産業として維持・発展させるため、市と造船産業のそれぞれにおいて、課題解決を推進する各種施策について定めたビジョン。	平成 23 年度 (2011 年度)~	商工課
2				尾道市農業振興 ビジョン (後期)	近年の農業を取り巻く情勢や農業に関する地域ごとの課題に対応するため、本市の農業振興を図ることを目的として策定したビジョン。平成 29 年度に成果を検証し、平成 30 年度 ~ 平成 39 年度ビジョンを策定する。	平成 25 年度 (2013 年度) ~ 平成 29 年度 (2017 年度)	農林水 産課
3				尾道市農業経営 基盤強化促進基 本構想	尾道市の農業構造を改革し、農業が職業として選択し得る魅力あるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成するための構想。	平成 23 年度 (2011 年度) ~ 平成 32 年度 (2020 年度)	農林水 産課
4				尾道農業振興地 域整備計画書	優良農地を確保し、農業振興施策を計画的に推進するため、農業振興地域整備に関する法律に基づいて策定した農業振興を図る計画。	昭和 46 年度 (1971 年度)~	農林水 産課
5				尾道市森林整備 計画	適切な森林整備を推進するため、森林関連施策の方向性、森林所有者が行う伐採・造林等森林施業の指針を定めた計画。	平成 24 年度 (2012 年度) ~ 平成 34 年度 (2022 年度)	農林水 産課
6				尾道市水産振興 ビジョン (後期)	市民への新鮮でおいしい水産物の安定供給及び尾道の魚食文化の継承発展・地産地消の実現を図るため、平成 25 年度までの前期振興ビジョンに続き策定したビジョン。	平成 26 年度 (2014 年度) ~ 平成 30 年度 (2018 年度)	農林水 産課
7	2 活発な交流と 賑わいのあるまち	2 景観	1 景観が保全・整備 されている	尾道市景観計画	尾道市の良好な景観の形成を図るため、区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定めた計画。	平成 18 年度 (2006 年度)~	まちづ くり推 進課
8				尾道市歴史的風 致維持向上計画	尾道らしい景観を保全するため、歴史的風致をそのまま「維持」するだけでなく、歴史的建造物の復元、修理、周辺整備等の手法により、その環境を「向上」させることを目的とした計画。	平成 24 年度 (2012 年度) ~ 平成 33 年度 (2021 年度)	まちづ くり推 進課

No.	政策 目標	政策 分野	施策 目標	計画名	計画概要	計画期間	担当課
第2章 魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくり							
9				尾道市教育大綱	市長と教育委員会が連携し、教育課題に対応し、教育施策の総合的な推進を図るため、本市の教育行政の目標や施策の根本となる方針を定めた大綱。	平成29年度 (2017年度) ～ 平成33年度 (2021年度)	教育総務部 庶務課
10				尾道教育総合推進計画	学校・家庭・地域・行政が緊密に連携し、より大きな教育力を発揮するため、本市における教育振興のための施策を定めた基本計画。	平成29年度 (2017年度) ～ 平成33年度 (2021年度)	教育総務部 庶務課
11		1 歴史・文化・芸術	1 歴史・文化・芸術が継承され、活かされている	尾道市歴史文化基本構想	地域固有の歴史・文化を継承していくため、地域の文化財をその周辺環境も含め、総合的に保存・活用していくことを目指した尾道市の文化財に関わる最上位の構想。	平成22年度 (2010年度)～	文化振興課
12	尾道市文化財保存活用計画			地域固有の歴史・文化を継承していくため、尾道市歴史文化基本構想に基づき、文化財をその周辺環境も含め、総合的に保存・活用していくための計画。	平成23年度 (2011年度) ～ 平成32年度 (2020年度)	文化振興課	
13	3 心豊かな人材を育むまち	2 学校教育	1 夢と志を抱き、生き抜く人材が育っている	尾道教育みらいプラン2	夢と志を抱き、グローバル社会を生き抜く子どもを育成するため、4つの基本方針①「確かな学力」の向上②「豊かな心」の育成③「健やかな体」の育成④「信頼される学校づくり」に基づき、それぞれの重点目標を定め、様々な事業や取組を行う計画。	平成29年度 (2017年度)～	教育指導課
14				子供の読書活動推進計画	関係機関や団体と連携・協力して読書活動を推進するため、「尾道教育みらいプラン」及び「広島県子供の読書活動推進計画」に基づき、乳幼児期からスタートする「ことばの教育の充実」を基本方針として、概ね5年間の施策の基本的な方針と具体的な方策を定めた計画。	平成26年度 (2014年度) ～ 平成30年度 (2018年度)	教育指導課
15		3 生涯学習	1 いつでも学べる環境が整っている	尾道市生涯学習推進基本計画	市民一人ひとりが、生きがいのある充実した人生を送るため、学習機会の提供、施設の整備・有効活用など、尾道市生涯学習推進基本構想(平成11年12月)等に基づいて策定した計画。	平成13年度 (2001年度)～	生涯学習課
16				尾道市スポーツ推進計画	心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進のため、「スポーツ推進＝健康力の向上」と捉え、5つの基本方針①スポーツを通じた交流の促進、②生涯スポーツの推進、③競技スポーツの向上、④スポーツ施設の整備、⑤スポーツによる健康づくりの充実に基づき、全ての市民がスポーツに関わる機会を増やし、スポーツを楽しむことを目的として策定した計画。	平成26年度 (2014年度) ～ 平成35年度 (2023年度)	生涯学習課

No.	政策目標	政策分野	施策目標	計画名	計画概要	計画期間	担当課
17	4 人と地域が支え合うまち	1 協働	1 協働のまちづくりの意識が定着している	尾道市協働のまちづくり行動計画	協働のまちづくりを推進するため、平成 21 年度（2009 年度）に策定した「尾道市協働のまちづくり指針」に基づき、市民と本市が連携して取り組むべき姿を明確にした計画。	平成 24 年度（2012 年度）～	政策企画課
18		2 人権	1 人権が尊重されている	尾道市人権啓発推進プラン	人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、取り組むべき人権啓発の方向性を示し、総合的かつ計画的に推進するために策定した計画。	平成 18 年度（2006 年度）～	人権推進課
19			2 男女がともに認め合い、支え合う社会が実現している	尾道市男女共同参画基本計画	男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画社会基本法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び尾道市男女共同参画推進条例（平成 28 年 4 月）に基づき、男女共同参画に係る施策の総合的かつ計画的な推進を目的として策定した計画。	平成 29 年度（2017 年度）～ 平成 33 年度（2021 年度）	人権推進課
第 3 章 誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまちづくり							
20	5 市民生活を守る安全のまち	1 生活基盤	1 暮らししている生活基盤が整い市民が安全に	尾道市橋梁長寿命化修繕計画	老朽化した橋梁の急速な増大に対応するため、橋梁の長寿命化を図り、市内の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的とした計画。	平成 24 年度（2012 年度）～	維持修繕課
21				尾道市水道事業ビジョン	給水区域の住民に対する事業の安定性や持続性を示していく責任を果たすため、長期的視点を踏まえた戦略的な水道事業の計画立案を行い、水道事業の最上位計画として策定したビジョン。	平成 29 年度（2017 年度）～ 平成 38 年度（2026 年度）	水道局庶務課
22				尾道市公共下水道事業計画	尾道処理区の生活環境の向上、川や海の清浄化のため、市街地の一般家庭や事業所等から発生する下水の排除・処理を推進する計画。	平成 23 年度（2011 年度）～ 平成 32 年度（2020 年度）	下水道課
23			3 良好な住環境が整っている	尾道市住宅マスタープラン	社会情勢の変化に対応した住宅施策を体系的・総合的に推進するため、市営住宅の再生目標・方針、ストック活用計画、その他の住宅供給施策について検討し、市営住宅の役割と基本整備方針について定めた計画。	平成 21 年度（2009 年度）～ 平成 30 年度（2018 年度）	建築課
24				尾道市営住宅等長寿命化計画	市営住宅の予防保全的な維持管理、長寿命化に資する改善等を実施するため、市営住宅ストックのライフサイクルコストの縮減を図るとともに、効率的かつ円滑な整備等や維持管理を推進することを目的とした計画。	平成 26 年度（2014 年度）～ 平成 35 年度（2023 年度）	建築課

No.	政策目標	政策分野	施策目標	計画名	計画概要	計画期間	担当課	
25	5 市民生活を守る安全のまち	1 生活基盤	3 良好な住環境が整っている	尾道市空家等対策計画	空家等の適正管理、活用等を促進するため、適切な管理が行われていない空家等がもたらす防災、衛生、景観等への深刻な影響から市民の生命・財産を保護し、その生活環境を保全するとともに、空家等の利活用を図ることを目的とした計画。	平成 29 年度 (2017 年度) ～ 平成 33 年度 (2021 年度)	建築指導課	
26				尾道市耐震改修促進計画(第 2 期計画)	大地震発生時における建築物の倒壊等による被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、市内の住宅・建築物の耐震化の目標を設定し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に促進するための計画。	平成 28 年度 (2016 年度) ～ 平成 32 年度 (2021 年度)	建築指導課	
27		2 防災・防犯・交通安全	1 防災・防犯・交通安全体制が充実している	尾道市地域防災計画	地域、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災に関する業務の大綱を示し、災害予防、災害応急対策、災害復旧について必要な施策を推進するための計画。	平成 28 年 (2016 年) 6 月修正	総務課	
28				尾道市交通安全計画	交通事故を防止し、安全で快適な交通環境を実現するため、人命尊重の理念に基づき、交通社会を構成する人間、車両及びそれらが活動する交通環境という三要素についての安全対策について定めた計画。	平成 28 年度 (2016 年度)～	総務課	
29		4 環境	1 環境が保全されている	第 2 次尾道市環境基本計画	環境に優しい社会を実現するため、尾道市環境基本条例に基づき、環境の保全・創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を目的とした計画。	平成 29 年度 (2017 年度) ～ 平成 38 年度 (2026 年度)	環境政策課	
30				一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	循環型社会を形成するため、市民・事業者・行政が協働して 4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、「地球・地域環境の保全に向けて、循環型社会の構築」と「常に環境を意識しながら生活することができるまちづくり」の実現を目的とした計画。	平成 23 年度 (2011 年度) ～ 平成 37 年度 (2025 年度)	清掃事務所	
31		6 安心な暮らしのあるまち	1 子育て	1 安心して子どもを産み育てられる環境が整備されている	尾道つくしプラン	「学びの基盤づくり」、「豊かな人間性づくり」、「安心できる子育て環境づくり」を基本方針として、「教諭、保育士等の資質向上」、「幼保小連携の推進」等を重点目標に掲げ、就学前教育から学校教育への滑らかな接続を図るため、0 歳から 15 歳までの行政の一体化による計画的、体系的な取組を行い、就学前教育の一層の充実を図ることを目的とした計画。	平成 22 年度 (2010 年度)～	教育指導課
32					尾道市子ども子育て支援事業計画	質の高い就学前教育・保育の総合的な提供、待機児童の解消、地域での子ども子育て支援の充実など、未来の尾道市を担う子供たちが健やかに成長できるよう、子ども・子育て支援の取組を総合的に推進するため、「ともにつながり、ともに高めあい、子どもの笑顔が輝くまち尾道」を基本理念とする計画。	平成 27 年度 (2015 年度) ～ 平成 31 年度 (2019 年度)	子育て支援課

No.	政策目標	政策分野	施策目標	計画名	計画概要	計画期間	担当課
33	6 安心な暮らしのあるまち	1 子育て	1 安心して子どもを産み育てられる環境が整備されている	尾道市就学前教育・保育施設再編計画	本市の未来を担う子どもたちが健やかに育つまちを実現するため、適正な施設規模の確保、認定こども園の設置推進、施設整備の推進、民間活力の積極的な活用により、教育・保育の質を確保することを目的とした計画。	平成 24 年度 (2012 年度)～	子育て支援課
34				尾道市国民健康保険データヘルス計画	被保険者の健康保持増進を図るため、診療報酬明細書（レセプト）や健診結果等のデータ分析により、尾道市国民健康保険被保険者の課題を抽出し、必要に応じて事業内容等の見直しを行うことを目的とした計画。	平成 27 年度 (2015 年度) ～ 平成 29 年度 (2017 年度)	保険年金課
35		2 健康・福祉・医療・介護	1 健康寿命が延びている	第 2 期尾道市国民健康保険特定健康診査等実施計画	メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病を中心とした疾病予防を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律及び特定健康診査等基本指針に基づいて策定した計画。	平成 25 年度 (2013 年度) ～ 平成 29 年度 (2017 年度)	保険年金課
36				第 2 次健康おのみち 21、第 2 次食育推進計画	市民の健康寿命の一層の延伸を図るため、本市におけるこれまでの取組、国・県の健康づくりや食育に関わる動向等を踏まえ、健康づくりや食育の総合的かつ計画的な推進を目的とした計画。	平成 25 年度 (2013 年度) ～ 平成 34 年度 (2022 年度) (食育推進計画は平成 29 年度まで)	健康推進課
37				尾道市新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザや新たな感染症が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護し、生活及び経済に及ぼす影響を最小にするため、新型インフルエンザ等対策特別措置法や広島県の行動計画に基づいて策定した計画。	平成 27 年度 (2015 年度)～	健康推進課
38				尾道市高齢者福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画	急速な高齢化の進展に伴う諸課題に対応し、今後も高齢者が住みなれた地域で元気でいきいきと暮らすことができるよう、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する老人福祉計画と介護保険法第 117 条に規定する介護保険事業計画を併せて、一体的に策定した計画。	平成 27 年度 (2015 年度) ～ 平成 29 年度 (2017 年度)	高齢者福祉課
39				尾道市第 3 次障害者保健福祉計画	障害者が地域の中で安心して暮らせるよう、障害者基本法（第 9 条）に基づき、6 年を 1 期とした長期的な障害福祉施策の目指す方向性を示した基本計画。	平成 24 年度 (2012 年度) ～ 平成 29 年度 (2017 年度)	社会福祉課

No.	政策 目標	政策 分野	施策 目標	計画名	計画概要	計画期間	担当課
第4章 計画推進を支える行政運営							
40	-	-	-	第6次尾道市行政改革大綱	厳しい財政状況の中、将来にわたり持続可能な行政運営を実現するため、3つの基本方針（①財政の健全化、②効率的な行政運営、③市民と行政の新たな関係によるまちづくり）に基づき、策定した大綱。	平成26年度 (2014年度) ～ 平成31年度 (2019年度)	職員課
41	-	-	-	第4次尾道市定員適正化計画	厳しい財政状況の中、将来にわたり持続可能な行政運営を実現するため、市民職員数の適正管理に努め、効率的な行政運営実現するとともに、総人件費を抑制し、本市の財政状況を改善することを目的とした計画。	平成29年度 (2017年度) ～ 平成31年度 (2019年度)	職員課
42	-	-	-	尾道市特定事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、全職員が仕事も家庭も大切にしながら働くことのできる仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現と、女性職員が十分に能力を発揮し、活躍できる職場環境づくりを目指すことを目的とした計画。	平成27年度 (2015年度) ～ 平成31年度 (2019年度)	職員課
43	-	-	-	尾道市公共施設等総合管理計画	必要な公共サービスを持続可能なものにするため、公共施設等における適切な規模や在り方等について見直し、財政負担の軽減・平準化を図ることを目的とした計画。	平成29年度 (2017年度) ～ 平成58年度 (2046年度)	契約管 財課
44	-	-	-	尾道市都市計画マスタープラン	本市を取り巻く大きな変化に対応し、健全で魅力ある都市を実現するため、まちづくりの基本理念とそれにふさわしい都市計画の基本方針を定めた計画。	平成11年度 (1999年度)～	まちづ くり推 進課
45	-	-	-	尾道市過疎地域自立促進計画	過疎地域（御調町、瀬戸田町）の自立促進に必要な業務を総合的かつ計画的に実施するため、過疎地域自立促進特別措置法に基づいて策定した計画。	平成28年度 (2016年度) ～ 平成32年度 (2020年度)	政策企 画課
46	-	-	-	尾道市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略	人口減少や高齢化の進展に対応したまちづくりを進めていくため、国の「長期ビジョン」を勘案して策定。人口ビジョンは、本市の現状を分析し、将来の方向性を提示したもの。総合戦略は、人口ビジョンで分析した課題を解決し、目標とする人口を達成するための施策や事業をまとめたもの。	平成27年度 (2015年度) ～ 平成72年度 (2060年度) (総合戦略は平 成31年度まで)	政策企 画課

尾道市総合計画

平成 29 年 3 月

尾道市企画財務部政策企画課

〒 722-8501 尾道市久保一丁目 15 番 1 号

TEL : 0848-38-9316 FAX : 0848-37-2740

E-mail : kikaku@city.onomichi.hiroshima.jp